平成30年度秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会 議事要旨

日 時 平成30年11月20日(火) 午後2時から3時20分まで 会 場 秋田市本庁舎5階第3委員会室

1 出席者

(1) 平成30年度秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会委員 (15名中13名出席)

菅原拓男委員、石黒直樹委員、斉藤鉱二委員、佐藤広美委員、 長谷川尚造委員、斎藤俊二委員、熊谷一成委員、桃崎富雄委員、 福岡真理子委員、近江谷功委員、山本まゆみ委員、三杉孝昌委員、 吉田拓郎委員

(2) 秋田市環境部

嶋貢環境部長

環境総務課:木村俊夫地球温暖化対策担当課長、 竹内元副参事、畠山高朗主席主査

2 次 第

- (1) 開 会
- (2) 環境部長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 職員紹介
- (5) 議 事

ア 委員長の選任について

イ 副委員長の選任について

- (6) 報 告
 - ア 秋田市地球温暖化対策実行計画について
 - イ 気候変動適応法について
 - ウ 秋田市地球温暖化対策実行計画の次期改定について
- (7) 閉 会

嶋環境部長のあいさつに続き、委員、職員紹介の後、議事に入った。

秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会設置要綱の規定に基づき、委員長および副委員長の選任が行われ、委員長は菅原拓男委員、副委員長は近江谷功委員が選出された。

その後、資料1から資料5まで、環境総務課地球温暖化対策担当から報告を行い、 質疑が行われた。

【質疑内容】

資料1 市域の温室効果ガス排出状況

資料2 秋田市役所における基本方針の実施状況

委員

資料2の10ページ、基本方針4の再生可能エネルギーの普及および利用促進について、取組事業数7とあり、11ページの一覧表の中で見ると、A評価B評価両方記載されているものがあって、取組数が6つしかないがどういうことか。

環境総務課

これについては、先ほど説明した再生可能エネルギー導入支援事業の中で、補助の設置対象として住宅用太陽光発電設備と木質ペレットストーブの設置の2つのメニューがあり、それぞれにおいて導入度合い、割合が違うので、事業としては6つだが取組数としては7種類と、1事業で2つの取組があるということである。29年度はペレットの方がB評価という形になっている。

委員

温室効果ガスの排出量だが、部門別では産業部門が最も多いと。資料1の表2を見ると、産業部門の区分としては、製造業、鉱業、建設業、農林水産業とあるので、対策としても細かく分析する必要があると思う。産業部門が4つの区分に分かれているのならば、どの部分が今後最も取り組む必要があるのか、その辺の内容が資料にはないので分からない。その辺はどう考えているのか。

環境総務課

資料1の7、8ページが温室効果ガス排出量の推計結果の一覧表となっている。7ページが全体の95%を占めているCO2の排出量の内訳、それ以外のフロンや一酸化二窒素などのガスについては8ページに記載があるが、CO2で申し上げると、エネルギー転換部門、産業部門、民生部門、運輸部門といった分け方の中で、個別に数字は出

ている。業種別、部門別の中でも細かい業種ごとに推計をやっているが、ではその対策はというと、行政として産業界に対して法的な規制などはしているが、現実に排出されている温室効果ガスに対して何ができるのかとなると、非常に限られてくる部分がある。それから、例えば産業界においても電気を使う産業であれば、自分たちがどれだけ企業努力をしても、元となる電気エネルギーが何から作り出されているかという状況によって大きく変わってくる部分がある。震災により原発が止まって火力発電が増えると、産業界自身がいくら努力しても排出量が増えてしまうというような現実も一方にはあるので、7、8ページの表に示されている部門の排出量が増えたからダメだとかいう話と、直には結びつかないのではないかと考える。

委員長

地球温暖化の問題については、今の委員のご指摘や事務局の説明をお聞きすると、本県の産業構造というか、今日委員としても産業界からお見えになっており、社内でも議論等あると思うが、産業が活発化しているときは温室効果ガスが出てくる部分も多いと。その辺りを見ながらどう事業を進めているかということがある。市民活動としての取組は秋田市が中心となってやっているわけで、産業界もぜひご協力いただきたいということになろうと思うが・・・・。

委員

当社は、東日本大震災までは温室効果ガスの排出量はある程度低い。これは、原発が稼働していたということで電気消費とのバランスで低かったのだが、平成24年からコストが4割ほど上がって、これに火力発電所の稼働が加わったため、排出量が増加した。ただ、我々も電気使用量を抑えながら生産量を上げていくという形の個別改善を進めているし、あと当社では現在重油ボイラーを使っているが、来年度、LNGを使ったボイラーに変更する。5年先、10年先といった中期的な先を考えた投資を行っているので、その辺はご理解いただきたいと思う。

委員

当社も年々、温室効果ガスの排出量が増えている。これは、生産量が増えているからである。生産量が増えれば蒸気や電気のエネルギー使用量が多くなるので、温室効果ガスの排出量も増える。生産量が増えている状況の中で、当社では省エネ活動を活発に行いエネルギー使用量を減少させ、かつボイラーで木屑を燃やすことにより化石燃料を

減少させて、温室効果ガスを削減する活動を行っている。

委員長

そういったことを市民に知らせるということも必要なことだと思われる。他にご意見等はないか。

委員

基本方針(資料2)の方だが、ちょっと良く分からない。というのは、市役所における基本方針ということで、市役所が具体的に取り組んでいる仕事のことか。

環境総務課

そうだ。温暖化対策実行計画というのは、秋田市全域の官民問わず 産業も家庭も入れた区域施策編と、事務事業編という2つを作ること になっている。その事務事業編というのが、秋田市役所が市役所の仕 事をする中で、例えば、いわゆるグリーン商品を購入するとか、無駄 を出さないとか、そういうことも含めて結果的に温室効果ガスの排出 を抑制する取組をすべしということを定めたものがあって、その内容 に基づく取組が全部で60件あるということである。

委員

この評価結果から見ると(A評価が) 75%で比較的高いというが、自己満足的にも感じる。自分で自分を評価するわけだから、結局客観的な評価でないのではないか。この評価には外部の目が入っているものなのか、その辺も良く分からない。 75%の評価が高いか低いかというのは、私は本来であれば100%達成するくらいが当たり前であると思うが、いかがか。

環境総務課

詳しい資料が手元にないが、各事業ごとに目標値を定めており、その達成率で単純にA・Bの評価をつけている。おそらく今の質問は、その目標値がどうなっているのかということだと思うが、資料が手元にないので申し訳ない。

委員

いずれこういう性格のものは、なかなか数量化もできないし難しい と思うが、難しいなりにやはり客観性を持たせないと、その辺市民な り素人が見ても理解が得られないと思う。

委員長

その辺、県の方では国のやり方をモデルにして、上手くやっている ように思う。そういった基準があればということだと思うが。 委員

第三者にチェックしてもらうという形にすれば良いのではないか。 それこそ、環境審議会のような組織に数字を評価してもらうという形 が分かり易いと思う。

委員

こういう類いのものは市役所の各課にまたがっているわけで、このための横断的なプロジェクトチームなり設置して、検討がなされているのかどうか。ただ環境部が各課から資料を集めて、それを何となく取りまとめているということなのか、やっぱり途中でテコ入れしているとか何かがないと、本気で組織的な取組をしていると言えないのではないか。

環境総務課

これは、環境部から全庁の各部局に照会をかけて、取組メニューをあげてもらい、その結果例えば数値目標、車を購入する際に低公害車を3台購入するという目標を立てたとして、それが達成できればA評価という回答が返ってくる。回答をいただき、取りまとめたものを今回このような形でお示しした上で、全庁にも対外的にも公表させていただいている。ただ、その仕方にも確かにご指摘のような問題点があって、関心を引かないとか、先ほどご意見のあった第三者チェックが入っていないということであれば、客観性がどうなのかという問題も確かにあると思う。手間暇がかかる割には結果が地味な取組で難しいところもあるが、委員のご意見には首肯する点が多々あるので、市役所が仮に達成率が同じ割合であったとしても、これだけ頑張ってこの数字が出たんだということが分かっていただけるような、途中経過も含めて透明性のある、結果だけではないやり方ができないものか、今後検討していきたいと思っている。

委員長

県全体の取組の中で県庁の仕方などを見ていると、いわゆるPDC Aサイクルを基本に据えていて、最初はとにかく市長を中心にして横断的な会議の中でまず始めてみて、今のような色々なご意見、ご批判などがあったらPDCAで回して、だんだん市民の理解も得られるし、協力も受けられる。そういう仕組があると思うので、その辺を市としてできるやり方をこの機会に工夫されてはどうか。

環境総務課

やり方を色々研究してみたい。

委員長

他にないか。なければ私から一点。資料2の13ページ最後の方、省エネの取組で平成29年度として(1)から(4)まであるが、特に(4)の中小企業等省エネ促進事業の中で「省エネ対策の実施事例をPRする」「潜在的な需要の掘り起こし」という記載がある。これは先ほど、エネルギーを多量に使う立場(産業界)の方からの発言が出ているが、それの中小企業版というか、多分各社各社で工夫しているものがあると思うので、成功例を少しあげていただいて「あ、こんなことをやればいいのか」というような例が出れば、もっと皆さんが協力しやすくなるのではないかという気がした。それと、9ページから「評価対象事業」というのが出ていて、それで「目標未達成」「評価対象外」という記載があるが、この辺りも実際に資料を作る上で非常に苦労されているのは分かるのだが、もう少し分かり易い形で工夫されたらいかがかと思った。

環境総務課

中小企業等省エネ促進事業の話があったが、具体例を紹介すると、事務所や工場の照明をLEDに替えるという事案が非常に多くなっている。今は照明については国の補助金等がないので、小さな企業・事業主が照明を替えようとすると、今までは100%自己負担であったものが、秋田市の補助金で1/3補助して、最高で100万、300万の工事であれば100万を市で払うという事業を行っている。その前に省エネ診断を受けていただく必要があるが、それは無料なので、省エネ診断結果に載っている省エネ工事をやっていただくという形になっている。大企業、特定事業者であれば、国の方から省エネしなさいよという形で法律になっているが、中小企業はそういう法律の枠がないので、本事業を利用して二酸化炭素排出量を下げてもらっているというところはある。ちなみに今年度は32件ほど申込があって、補助金ベースでいくと2,000万ほど出している。もし、皆さんの周りにそういう改修とかいう方がいらっしゃったら、ぜひとも情報提供していただければと思う。

資料3 気候変動適応法(平成30年法律第50号)

資料4 気候変動適応法の概要

委員 県の状況について話させていただく。気候変動適応計画および気候

変動適応センターについては、県でも検討しているところ。11月2 2日(木)に北海道、北東北の4道県が集まって温暖化対策に関する 会議を実施することになっており、その中で意見交換をする予定とな っているので、各道県の状況について確認する。適応計画に関して は、秋田県では平成29年3月に第2次の区域計画を作ったところで あり、その中で「適応」に関する書きぶりも盛り込んでいる。その内 容で過不足がなく、国の方針に合致しているということであれば、そ の部分をもって適応計画と見なしたいと考えている。適応計画として 見なせると判断されれば、環境審議会に諮って適応計画として見なす という了承を取り、次回区域計画を更新する際には適応計画として位 置づける旨を明示していくことをオーソライズする。気候変動適応セ ンターに関しては、大学や公設試験研究機関などをセンターとしては どうかと言っているが、健康環境センターなどであれば秋田県の組織 なので、仕事を割り振るという形で対応可能だが、大学を気候変動適 応センターにするとなると、委託という形をとらなければならないの で、予算の関係も含めて困難である。また、健康環境センターに「気 候変動適応センターとして活動は可能であるか?」という話を非公式 にしたところ、「とても対応できる体制にない」と言われてしまい、 県の公設試験研究機関をセンターにするとしても課題はある。いずれ にしても、東北を始めとして全国的にどのような対応をしていくか、 情報収集をして参る。

委員長

今の話について、何か質問はないか。

環境総務課

将来的に、国ではこれを事業化して補助金をつけるといった動き等 はあるものか。

委員

国の方にその補助金だとか交付金という話をすると、「支援はして まいります、予算化の予定はございません」と、そこだけは明確に言 っている。「補助金出します」とは絶対に言わない。

環境総務課

そういう想定質問も、今のところは検討していないということか。

委員

全く検討されていない。環境省としては、気候変動適応センターについては、国立環境研究所が一元的に対応するという立場のようであ

る。国環研としては、予算もついているので精力的に取り組んでいる ように見えるが、新しい取組であるため手探りで活動している雰囲気 を感じている。

資料 5 秋田市地球温暖化対策実行計画次期改定スケジュール (案)

委員

前回の実行計画の改定はいつであったか。

環境総務課

平成27年度である。

委員

その段階ではまだ、「適応」の話などは全然盛り込んでいなかった のか。

環境総務課

「緩和と適応」という考え方は気候変動適応法ができる前からあったので、それは実行計画に取り込んでいるが、県のように1章を設けてそこにまとめてという形ではなく、本文中で軽く触れた程度のものである。

委 員

そうであれば、なかなか今の段階でその部分を適応計画と見なすことはできないと思う。

環境総務課

そう思う。現行のスタイルでは難しいと思うので、そういった場合には、章立てとか色々なことをまた見直していく中で、実行計画と適応計画を一冊に収めることができるとすれば、先ほど言ったように手間暇の関係もあるし、見直しの時期がずれるとまた良くないということもあるので。

委員

まずは2020年までに情勢を見極めて、ということになるのではないか。タイミング的にはそうなるのではないか。

委 員

秋田市の地球温暖化防止活動推進センターの運営をさせていただいていて、国環研の先生たちを呼んだ研修会や、全国の地球温暖化防止センター同士の情報交換などの機会が非常に多くある。その中で、先ほど事務局の方から5年間で出た新たな要素という話があったので、ちょっと提案させていただきたい。まずは2015年12月に採択さ

れたパリ協定、それからその前の9月に国連でSDGsという、環境に特化しているわけではないが、17のゴールが全世界合意の元に示されている。その中のゴール13が気候変動に関して、世界中がきちんと対応していくという内容になっているので、そこら辺のところも意識して、計画の中にぜひ盛り込んでいただきたい。

環境総務課

SDGsに関しては、全体が非常に多岐に亘ったテーマで、もしこれに本気で取り組むとすれば、それこそ市長がトップダウンのような形で各部局に下ろさなければできない問題だと思う。気候変動適応計画の中身にしても、例えば防災や、水の管理といったものは環境とも関係はあるが、それを本務としている部局もあり、そういう意味では「自分のところだけ見ていれば良い」という時代ではないので、情報収集にも努め、これまで以上に部局間の連携を念頭に置きながら、計画の文言や表現を考えていかなければならないと思っている。それだけに、温対法に基づく実行計画、適応法に基づく適応計画と分けて作っていくというのはやはり効率的ではないと思っているので、どうせなら委員のおっしゃるように入れられるものは入れていった方が良いのではないかと考えている。

委 員

今年度、環境省からSDGsに関する首長へのインタビューという 事業依頼を受けた。これに関連して、県内では仙北市がSDGs未来 都市の指定を受けて、11月24日(土)にSDGs未来都市宣言と いうシンポジウムを開催する予定になっている。この未来都市の指定 の中身、何十ページかに亘って提案書があるが、環境目線のものが非 常に多い。貧困対策や子育て支援といった優先事項は沢山あると思う が、気候変動に関しても見過ごせない。きちんとした適応策を早急に 打つべきものだと私たちは考えているので、よろしくお願いする。

以上